

公民館における青少年活動支援事業のモデル実施について

1 事業の概要

青少年活動を支援するため、青少年のグループが、公民館を使用する日の1週間前から当日までの間に予約し使用する場合に、使用料を減免するモデル事業を実施する。なお、青少年が使用しやすくなるよう、需要の多いダンス用の鏡やW i - F i 機器など、公民館の環境整備を行う。(こども未来局との共同事業)

(趣旨)

公民館は、もとより地域住民のために実際生活に即する教育事業を行う社会教育施設であるが、近年、地域コミュニティの基盤としての役割を果たすことも一層重要となっている。

一方、本市公民館の利用者は、コロナ禍前よりも少ない状況が続いており、特に少年(7～15歳)及び青年(16～25歳)の利用者は、令和5年度は約58万人と、平成25年度(約95万人)に比べると約39%減少しており、青少年の利用促進が公民館の課題の一つとなっている。

本事業は、公民館における青少年の利用促進を図る上で有意義であると考えられることから、まずはモデル事業として、実施するものである。

2 対象とする青少年グループ

以下の要件を全て満たし、広島市青少年センター(以下「青少年センター」という。)のグループ登録証の交付を受けたグループとする。

- ① 小学生から30歳以下の青少年で構成する2人以上のグループであること。
- ② グループの半数以上が青少年であること(2人の場合は全てが青少年であること。)
- ③ 青少年を主体とした自主的な活動であること。

3 使用料

上記2の青少年センターのグループ登録証の交付を受けたグループのうち、当該モデル事業に係る公民館使用料減免団体の登録を受けたものが、使用する日の1週間前から当日までの間に予約を行った上で、グループ登録証に記載された自主的な活動を行うために公民館を使用する場合、当該公民館の使用に係る使用料を全額免除する。

4 モデル事業対象公民館

10館程度(各区から1館以上)を選定する。

5 公民館の環境整備

モデル事業対象公民館については、青少年グループの活動において需要が見込まれるダンス用の鏡やBluetoothスピーカー、W i - F i 機器などの物品をこども未来局が整備する。

6 今後の流れ

モデル事業に合わせ、対象公民館における使用者や職員に対するアンケート等を実施する。

その後、事業の本格実施に向けた協議・調整がととのった段階で、公民館における青少年活動支援事業を本格実施する。